

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おき、
翌日
の翌日)

目次

◇条 例 鳥取県立公共施設等建設基金条例
鳥取県市町村資金貸付基金条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県立公共施設等建設基金条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第一号

鳥取県立公共施設等建設基金条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、鳥取県立公共施設等建設基金の設置及び管

理に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 社会福祉施設、社会教育施設、学校、病院、試験研究施設、庁舎その他これらに類する施設で県が設置するものの建設費に充てるため、鳥取県立公共施設等建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第三条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の整理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県市町村資金貸付基金条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二号

鳥取県市町村資金貸付基金条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、鳥取県市町村資金貸付基金の設置及び管理に關する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 市町村に資金を貸し付けることにより、市町村財政の円滑な運営に資するため、鳥取県市町村資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第三条 基金の額は、五千万円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金の額を増額することができる。

3 前項の規定により増額が行なわれたときは、基金の額は、増加額相当額増加するものとする。

(貸付対象経費)

第四条 資金の貸付けの対象となる経費は、次に掲げるものとする。

一 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第二十七条第一項の規定

に基づき市町村が負担する経費のうち道路事業に係る経費

二 その他知事が資金の貸付けの必要があると認める経費

(管理)

第五条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の整理)

第六条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員の給与に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三号

特別職の職員の給与に關する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に關する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五

十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第三条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年三月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和四十八年三月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「別表第六に定める地域」を「別表第六に掲げる地域又は別表第七に掲げる公署の所在地」に改め、同条第二項第一号中

「支給地域の区分」の下に「(一)の地域についてその区分が別表第六及び別表第七に掲げられている場合にあつては、別表第七に掲げる区分。次号において同じ。」を加える。

別表第六中「寒冷地手当の支給地域及びその区分」を削り、

日野郡

日南町のうち旧阿毘縁村の区域

を

八頭郡 若桜町
日野郡 日南町のうち旧阿毘縁村の

区域に、「若桜町」を「八東町」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第七

所 在 地	公 署	区 分
西伯郡大山町大山四六番地	大山小学校大山分校	
西伯郡大山町大山四二番地	米子警察署大山町大山寺警察官駐在所	二級地

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十七年八月三十一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和四十七年八月三十一日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた寒冷地手当は、改正後の職員の給与に関する条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。